平成２３年（フ）第１５１号
横浜市泉区弥生台71番地１　グランルーフ102
債務者　平川　英樹
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目17番22号　ベルハウス202
債務者　黒木　大輔
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６８号
横浜市保土ケ谷区西久保町１番地４　西久保町公園ハイツ１号棟538号
債務者　岡村　明美
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９号
横浜市中区伊勢佐木町６丁目136番地６
債務者　安田　咲代
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０号
横浜市青葉区たちばな台２丁目７番地３　たちばな台寮Ｂ棟409
債務者　添田　好秋
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７号
横浜市旭区万騎が原25番地
債務者　吉川　友美
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７号
横浜市保土ケ谷区川島町651番地　ハイム向台11号棟402号室
債務者　源川　有紀
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１号
横浜市都筑区仲町台１丁目14番１―205号
債務者　立木　亜樹（旧姓稲毛）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８号
神奈川県大和市大和南２丁目13番３号　エクセル二光206号
債務者　大貫亜樹子（旧姓箕輪）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
北海道上川郡東川町東町４丁目３番10号
債務者　後藤　　稔
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
東京都昭島市大神町４丁目29番13号
債務者　澁坂　香織
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４号
神奈川県大和市西鶴間３丁目13番３号　テラスガーデニア102
債務者　水上亜希子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸８番65号
債務者　滝沢　聡子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
静岡県富士市永田町２丁目25番地の１アーバンシティ富士永田町903号
債務者　児玉　祐子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１４２号
山形県長井市高野町２丁目１番13―10号、申立時の住所山形県長井市幸町15番１―203号雇用促進住宅
破産者　土屋　浩幸
１　主文　当裁判所が平成22年12月24日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、破産者の住所につき「山形県長井市幸町15番１―203号雇用促進住宅」とあるを「山形県長井市高野町２丁目１番13―10号、申立時の住所山形県長井市幸町15番１―203号雇用促進住宅」と更正する。
２　決定年月日　平成23年２月22日
山形地方裁判所米沢支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８９２号
埼玉県川口市飯塚３丁目５番23―106号
破産者　栗楠機装株式会社
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部